

ナイジェリア

特許規則

1971年L.N. 96第30条に基づく

施行：1971年12月1日

目次

- 規則 1 手数料
- 規則 2 様式
- 規則 3 書類
- 規則 4
- 規則 5
- 規則 6 代理人
- 規則 7 登録出願
- 規則 8
- 規則 9
- 規則 10 出願の宛先
- 規則 11 出願
- 規則 12 明細書
- 規則 13 特許の審査及び付与
- 規則 14
- 規則 15
- 規則 16 登録及び公告
- 規則 17 特許の存続期間
- 規則 18 手数料
- 規則 19 譲渡
- 規則 20
- 規則 21
- 規則 22
- 規則 23
- 規則 24 誤りの訂正
- 規則 25 特許の取消及び権利放棄
- 規則 26 出願人の死亡
- 規則 27 自由に裁量することのできる権限
- 規則 28 補正
- 規則 29
- 規則 30 特許証の写し
- 規則 31 登録官への証拠
- 規則 32
- 規則 34
- 規則 35

規則 36 強制ライセンスの申請

規則 37

規則 38

規則 39

規則 40

規則 41

規則 42

規則 43

規則 44 契約ライセンス

規則 45 追加規定

規則 46

第 1 附則 規則 1

第 2 附則 特許様式 (省略)

規則 1 手数料

特許に関して納付する手数料は、第 1 附則に規定する手数料とする。係る手数料は登録官に納付するものとし、登録官は、本規則に基づいて受領したすべての手数料を連邦統合収入基金に納付する。

規則 2 様式

(1) 本規則にいう様式は、第 2 附則（すなわち、特許様式 1 から 7 まで）に記載する様式とし、係る様式が該当するすべての場合において係る様式を使用するものとし、係る様式は、登録官が指示するところにより、他の場合に適合するように変更することができる。

(2) 本規則において言及されるその他の様式は、大臣が規定する。

規則 3 書類

登録官が発令するその他の指示に従うことを条件として、法又は本規則により登録官に対して行い、差し置き又は送付することを許可又は要求されるすべての出願、通知、申立、書面又はその他の書類は、フールスキャップ紙により、別段の要求がある場合を除き片面のみを用い、およそ 15 センチメートル×9 センチメートルの大きさとし、かつ、その左方に 2 センチメートル以上の余白を設けるものとする。

規則 4

(1) 共同出願 人に代わって提出される書類は、すべての共同所有者の完全名称を記載するものとし、かつ、すべての所有者又はその書類に署名する権限を有することを登録官に得心させる他の何れかの者により署名されなければならない。

(2) 法人のために又は法人の代理として署名されるべき書類は、その法人の長、秘書役若しくは役員又はその書類に署名する権限を有することを登録官に得心させる他の何れかの者により署名されなければならない。

規則 5

郵便により提出された通知、出願又はその他の書類は、それが入った郵便物が通常の郵便業務において配達されるであろう時に提出されたものとみなす。係る送付がなされたことを証明するには、当該郵便物が適正に宛てられ、郵便に出され、かつ、ナイジェリア連邦共和国アブジャ首都圏連邦商務省特許部特許及び意匠登録官に宛てられていたことの証明で十分である。

規則 6 代理人

代理人は、様式 2 により出願を提出する権限を有する。

規則 7 登録出願

特許付与に係る出願は、登録出願人又はその代理人により署名されなければならない。

規則 8

(1) 特許付与に係る出願は、様式 1 によるものとし、かつ、1 件の発明にのみ関係するものでなければならないが、当該発明に関連して、次に掲げる事項を含めることができる。

(a) クレームであって、次に掲げる事項に係るもの

(i) 製品（数は限定しない）

(ii) 上記製品の製造方法（数は限定しない）、及び

(iii) 上記製品の用途（数は限定しない）、並びに

(b) クレームであって、次に掲げる事項に係るもの

(i) 方法（数は限定しない）

(ii) 上記方法を実施する手段、産出される製品及び当該製品の用途

(2) 第 27 条 (1) に定義する条約国（国名を表示するものとする）において行われたか又は行われたとみなされる特許付与に係る出願を理由として第 27 条に基づく優先権を主張するすべての出願人は、その出願に、先の出願の日及び番号、先の出願が行われた国、当該先の出願を行った者の名称を表示する宣言書を添付するものとし、かつ、それから 3 月以内に、先の出願が行われた国の工業所有権庁（又は同等の機関）が正確なものとして認証した先の出願の写しを提出しなければならない。出願が英語以外の言語による場合は、当該言語の名称を添えた翻訳文に出願人又はその代理人が署名し、それを認証された出願に添付するものとする。

(3) 出願人が本条規則により要求される認証謄本を提出しなかった場合は、登録官は、外国優先権に係る主張はなかったものとする。

規則 9

(1) 2 件以上の発明に関する特許付与に係る出願の場合は、登録官は、出願人に対し、1 件の発明のみに関係するように出願を縮減するよう求めるものとし、かつ、原出願において取り扱われていたその他の発明に関して分割出願を 3 月以内に提出することができる旨を出願人に通知する。

(2) 出願人が (1) にいう求めに従わなかった場合は、登録官は、出願を拒絶する。

規則 10 出願の宛先

特許付与に係るすべての出願は、アブジャ連邦首都地域連邦商業省商法部特許及び意匠登録官に対して行うものとし、同官宛てに送付する。

規則 11 出願

特許付与に係る出願は、登録官に対して行うものとし、次に掲げる事項から構成される。

(a) 出願人の完全名称及び宛先を添えた特許を求める申請書又は願書

(b) クレームを含む明細書正副 2 通

(c) 存在する場合は図面正副 2 通

(d) 第 3 条により要求される宣言書

(e) 出願が代理人により行われる場合は、署名された委任状又は代理人認可状

(f) 出願人の宛先がナイジェリア国外である場合は、ナイジェリアにおける送達宛先

- (g) 所定の手数料
- (h) 随時登録官が定めるその他の事項

規則 12 明細書

- (1) 明細書は、当該発明が関係する技術又は知識分野の熟練者が当該発明を実施する上で十分に明確かつ完全な態様で当該発明を説明するものでなければならない。
- (2) クレームは、求めている保護を定義するものとし、かつ、当該説明の限度を超えてはならない。

規則 13 特許の審査及び付与

出願を審査して規則 11 の方式要件が満たされていないと認められた場合は、登録官は、出願を拒絶する。

規則 14

審査により出願が規則 8 及び規則 11 の要件を満たしていると認められた場合は、登録官は、特許を付与する。

規則 15

登録官は、特許を付与した際は、該当する番号、特許権者又は存在する場合はその承継人若しくは譲受人の名称及び住所、特許出願及び付与の日、発明の名称及び第三者の権利に関する留保を付した発明の有効期間、外国優先権の主張の基礎となっている出願の番号及び日並びに当該外国の名称並びに適切な場合は真正の発明者の名称及び宛先を記載した様式 4 による書類を出願人に交付する。明細書の写し及び存在する場合は該当する図面をそれに添付する。

規則 16 登録及び公告

登録官は、特許の付与後できる限り速やかに、

- (a) 規則 15 に示される事項から成る付与の詳細を登録簿に記入し、かつ、
- (b) 規則 15 に言及する詳細（説明及び存在する場合は図面を除く）を含む付与の公示を又は公示の要約様式が規定されている場合は公示の要約を連邦官報において公告させる。

規則 17 特許の存続期間

年金の正規の納付を条件として、特許は、関係特許出願の日から 20 年有効とする。

規則 18 手数料

(1) 所定の手数料を添えた特許様式 No. 5 を期日までに特許庁に提出するものとし、そうしない場合は、特許は失効する。特許証に「実施許諾用意」と裏書されている場合は、所定の手数料の半額のみ納付すればよいが、この減額は、発効日後最初に納付すべき年金について適用される。発効日後まで手数料を添えた当該様式が特許庁に提出されなかったときは、当該様式は、期間延長の申請がその目的での所定の追加料金を添えた特

許様式 No. 6 により行われた場合を除き、受理されない。6 月を超える延長は許容されない。

(2) 「実施許諾用意」と裏書された特許証の場合は、延長手数料の減額はない。

(3) 特許料は、送金為替、郵便為替、銀行為替手形及び銀行小切手の手段により直接特許庁に納付するものとし（手数料納付において糊付き印紙は認容されない）、所定の手数料は、適正に記入された特許様式を共に提出しなければならない。更に、各様式又は様式の各組には、当該様式の詳細及び手数料の額を示す手数料表を添えるものとする。送金為替等は、「アブジャ首都圏連邦商務省特許登録官」を納付先とし、線引小切手にする。手数料及び手数料表を添えた特許様式は、手渡し又は書留郵便によりアブジャの特許庁に届けることができる。

規則 19 譲渡

(1) 譲渡、移転又は法の適用により特許若しくは特許出願の権利を取得したか又は抵当権者、ライセンシー若しくはその他の者として特許に係る権利を取得した者の権原の登録申請は、様式 8 により登録官に対して行う。

(2) 特許の所有権に影響を及ぼすその他の書類の通知の登録簿への記入を求める申請は、様式 9 により行うことができる。

規則 20

(1) 規則 19 に基づく申請において引用されおり、かつ、連邦の記録事項である証書又はその他の書類の公式の写し又は認証謄本は、申請と共に登録官に提出しなければならない。

(2) 前記のように引用されているその他の書類は、登録官が別段の指示をした場合を除き、申請と共に登録官に提出するものとし、また、係る書類の認証謄本はファイルされる。

規則 21

規則 19 (1) に基づく申請には、権利を有すると主張するか又は権利を有すると申し立てられている者の名称、宛先及び国籍並びに存在する場合は主張又は申立の基礎である証書の全詳細を記載する。

規則 22

ある者の名称が抵当権者又はライセンシーとして登録簿に記入されている場合は、当該人は、その目的での申請を様式 10 により行うことにより、同人は最早抵当権者又は場合に応じライセンシーではない旨を登録簿に注記させることができる。

規則 23

(1) 特許権者の発明に関して登録簿に記入された名称、国籍又は宛先若しくは送達宛先の変更を求める同人の申請は、様式 11 により行う。

(2) 登録官は、名称又は国籍を変更する請求に関して措置する前に、変更の適切と考える証拠を求めることができる。

(3) 登録官は、当該請求を許容すべきであると認めた場合は、それに則して登録簿を変更させる。

規則 24 誤りの訂正

特許付与の出願人又は特許権者が何れかの誤りの訂正を希望する場合は、様式 12 により当該申請を行う。

規則 25 特許の取消及び権利放棄

(1) 特許権者が自己に対する特許付与の取消を希望する場合は、特許証を添えた宣言書により申請を行う。

(2) 申請が当該特許によるクレームの一部にのみ関係する場合は、宣言書には特許証を添えないものとする。また、登録官は、当該一部のクレームのみの取消を登録し、それに則して申請人に通知する。

(3) 申請人が契約ライセンス又は実施許諾用意が登録されている特許に関係する場合は、宣言書にライセンシーの同意書を添付するものとし、そうしない場合は、権利放棄の申請は登録しない。

規則 26 出願人の死亡

特許付与出願人又は共有者が、出願日の後であって特許が付与される前に死亡した場合において、登録官は、出願人又は共有者が死亡したと確認したときは、係る死亡した出願人又は共有者の名称、宛先及び国籍の代わりに出願人又は共有者の権利承継人又は代表者の名称、宛先及び国籍を、係る承継を登録官が得心するように証明されることを条件として、登録簿に記入する。

規則 27 自由に裁量することのできる権限

本規則に別段の規定がある場合を除いて、登録官は、法又は本規則により自己に与えられている自由に裁量することのできる権限を特許付与出願人に不利に行使する前に、出願人が聴聞を受けることができる日時を少なくとも 10 日前に通知する。

規則 28 補正

登録官が適切と考える場合は、登録官が指示する条件で、発明に関する如何なる書類又は図面も補正することができ、かつ、手続における如何なる瑕疵も更正することができる。

規則 29

外国で特許を取得する目的で、又は何れかの法的手続若しくはその他の特別の目的で、法又は本規則により登録官が行う権限を授与されている記入、事項又は事柄に関して証明書が必要とされる場合は、登録官は、様式 14 による請求が出されるのを俟って、係る証明書を交付することができ、それには前記の交付の目的を記載するものとする。

規則 30 特許証の写し

特許証の写しの申請は様式 15 により行うものとし、かつ、原特許証が紛失したか若しくは損なわれたか又は提出できない事情を詳細に記述しかつ確認する証拠を添える。

規則 31 登録官への証拠

本規則に基づいて証拠の提出が要求される場合は、それは、本規則に別段の明示規定がある場合を除き、法定誓約書又は宣誓供述書による。

規則 32

(1) 本規則により要求されるか又は本規則に基づく手続において用いられる法定誓約書及び宣誓供述書は、これらが関係する事項において標題を付し、かつ、一連番号を付した段落に分割し、各段落は可能な限り 1 件の主題に限定する。

(2) すべての法定誓約書又は宣誓供述書にこれらを作成した者の説明及び真正の住所を記載するものとし、かつ、これらはタイプし、リトグラフにし又は印刷しなければならない。

(3) 法定誓約書又は宣誓供述書は、次のように作成されかつ署名されなければならない。

(a) 連邦内においては、治安判事又は宣誓管理官若しくは連邦の何れかの地域において法的手続の目的で宣誓をさせる権限を法律により与えられているその他の公務員の面前において、及び

(b) 外国においては、宣誓をさせる権限を与えられているナイジェリアの外交官若しくは領事官の面前において、又は申請人が所在する外国において公印を所持しかつ宣誓をさせる権限を与えられている公務員の面前において

規則 34

前条規則によりその面前において宣誓宣言をさせる権限を与えられている者の、当該宣言がその面前において行われかつ署名された旨の印又は署名が付された書類は、当該印又は署名の真正性又はその者の公的地位若しくは宣言をさせる権限の証拠なしに登録官が許容することができる。

規則 35

登録官の下の手続の如何なる段階においても、登録官は、自らが必要とする書類、情報又は証拠の提出を指示することができ、かつ、その提出のための期間を定めることができる。

規則 36 強制ライセンスの申請

第 1 附則第 I 部に基づく強制ライセンスの付与に係る申請は、様式 7 により行う。この申請には、印が押されていない当該申請の写し並びに申請人の権利の内容及び申請人の主張の基礎である事実を詳細に記載した申立書正副 2 通を添えるものとする。申請及び主張申立書の写しは、登録官により特許権者に送付される。

規則 37

特許権者が当該申請に異議申立をすることを希望する場合は、登録官が許容する期間内に、申請に異議申立をする理由を詳細に記載した申立書を提出し、かつ、その写しを申請人に送付する。

規則 38

申請人は、登録官が許容する期間内に、自己の主張を裏付ける証拠を提出し、かつ、その写しを特許権者に送付する。

規則 39

特許権者は、登録官が許容する期間内に、応答用の証拠を提出することができ、かつ、その写しを申請人に送付する。また、申請人は、登録官が許容する期間内に、厳に応答に限定した証拠を提出することができ、かつ、その写しを特許権者に送付する。

規則 40

登録官の許可又は指示による場合を除き、何れの当事者も新たな証拠を提出してはならない。

規則 41

登録官は、証拠の完了時又は自らが適切と認めるその他の時に、書面によりそれを申請人に通知するものとし、その後は、当該事件は裁判所の決定を受けるものとみなす。

規則 42

(1) 規則 41 に基づきある事件が裁判所の決定を受ける場合は、登録官は、申請人に対し、2 月以内又は登録官が許容する更なる期間内に、第 1 附則第 I 部に列挙する理由の何れかに基づいて強制ライセンスを申請人に付与する命令を求める申請書を裁判所に提出するよう求めるものとする。

(2) それを受けて申請人は、前記の 2 月の期間又は登録官が許容する更なる期間内に、申請を行うか又は前記のその他の手続をとるものとし、また、同期間内にそれについての通知を登録官に出す。

(3) 申請人が当該申請を行うか又は当該その他の手続をとることを怠った場合は、このように怠ったこと又は登録官が前記の通知を受領しなかったことが十分な証拠となり、申請人はその申請を放棄したものとみなされる。

規則 43

強制ライセンスの裁判所による付与、取消又は条件変更があったときは、裁判所の然るべき職員が必要な命令を登録官に伝え、登録官は、無料で当該付与、取消又は変更を登録する。

規則 44 契約ライセンス

(1) 契約ライセンスが付与されたときは、ライセンシーは、その登録を様式 16 により

申請するものとし、関係書類の原本及び認証謄本は前記様式と共にファイルされる。原本は、ライセンス登録の後申請人に返却される。

(2) 契約ライセンスは、(1)の規定が満たされない限り、第三者に対して効力を有さない。

(3) 登録官は、申請を受領したときに当該ライセンスを登録し、かつ、付与の証拠となる原書類を申請人に返却する。

規則 45 追加規定

本規則において、文脈上他を意味する場合を除いて、次に掲げる語は、それぞれ、ここで与える意味を有する。即ち、

「代理人」とは、登録官が得心するように正当に授権された代理人をいう。

「条約出願」とは、第 27 条に基づくナイジェリアにおける出願をいう。

「法」とは、特許及び意匠法をいう。

「公報」とは、第 28 条 (6) に基づいて発行される特許及び意匠公報をいう。

「庁」とは、アブジャ連邦首都地域連邦商業省特許部をいう。

「明細書」とは、当該発明が関係する技術又は知識分野の熟練者が当該発明を実施する上で十分に明確で詳細な当該発明の説明をいい、クレーム及び適切な図面を含む。

規則 46

本規則は、特許規則として引用することができる。

第1附則 規則1

様式の説明		手数料		様式番号
		¥ (ナaira)	k (コボ)	
1	特許出願	4		特許様式 1 (a) 及び 1 (b)
2	代理人の授権	—		特許様式 2
3	完全明細書	37	80	特許様式 3
4	特許付与証明書	10		特許様式 4
5	登録代理人の年次更新申請	30		特許様式 5
6	更新手数料の納付期間延長申請 (正副 2 通)	4		特許様式 6
7	強制ライセンスの付与申請	50		特許様式 7
8	権原の登録申請	10		特許様式 8
9	登録簿への記入申請	10		特許様式 9
10	抵当権者又はライセンシーの名称の抹消	10		特許様式 10
11	登録簿の変更申請	10		特許様式 11
12	事務的な誤りの訂正又は書類の補正に係る 申請	10		特許様式 12
13	出願を作成する期間の延長申請	10		特許様式 13
14	外国での登録取得又は法的手続のための証 明書に係る申請	52		特許様式 14
15	特許証の認証謄本に係る申請	10		特許様式 15
16	契約ライセンスの登録申請	10		特許様式 16
17	契約ライセンスの取消申請	10		書状による
18	手数料表	—		様式 FS 1

第2附則 特許様式 (省略)